# 議会だより

# かまし No.29

Gikaidayori Kamashi

平成25年(2013)8月1日


嘉穂小学校準備は着々と進行 2P

市職員の給料を削減・6月補正予算 3P

委員会審査結果報告 4P

人事案件・意見書・決議・請願 6P

永年の功労を表彰・議決結果一覧 7P

いっぱん質問 8P

情報漏洩に関する調査特別委員会中間報告② 15P

（碓井保育所）

■発行責任者/嘉麻市議会議長 ■編集/嘉麻市議会広報編集特別委員会☎0948(62)5664 FAX0948(62)4801 ■印刷/（有）伊藤印刷

# 嘉穂小学校統合
# 来年度開校へ向け
# 準備は着々と進行

工事が進む嘉穂小学校

## スクールバス関連予算を補正

教育委員会では、住民、保護者の代表等で組織した嘉穂小学校開校準備審議会に通学対策について諮問し、同審議会で慎重な審議が重ねられ、平成25年3月27日に通学対策基本計画案が答申されました。

嘉麻市立嘉穂小学校通学対策基本計画に基づき、10台のスクールバス購入費及びスクールバス運行経費等総額1億48万7千円を増額しました。

**路線系統は9系統**

宮野小学校区2系統
足白小学校区2系統
千手小学校区4系統
泉河内小学校区1系統
※大隈小学校区は徒歩通学となります。

※同時に運行するのは9台ですが、法定点検等のために10台購入します。

**20人乗りに**

乗車児童の安全を考慮し、29人乗りのバスの補助席を撤去し、20人乗りとして運行することにしています。

**バスシェルターの設置**

全体のバス停は40カ所ですが、教育委員会事務局、通学対策準備委員会で現地を調査し、通学の安全確保の観点から20カ所は公民館、集会所、消防格納庫などをバス停とし、残りの20カ所は、地元のPTAや行政区の代表者で構成する通学対策の準備委員会の調査の結果、地域の状況にあった通学の安全、安心の観点から強い要望もあり、バスシェルターを設置します。

# 市職員の給料を減額

**市長及び副市長、教育長、一般職の職員の給料の特例減額支給に関する条例を制定**

東日本大震災の復興財源に充てるため、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律附則の規定及び同法に基づく国家公務員の給与の減額支給の特例措置が講じられたことを踏まえ、市長、副市長、教育長並びに一般職の職員の減額措置を行います。

今回の特例減額により、1億920万円の削減効果が見込まれます。

**期間**

平成25年7月1日～平成26年3月31日

**減額する額**

**市長**

**現行76万5000円 ← 特例72万2500円**

（4万2500円減）

**副市長**

**現行61万9200円 ← 特例58万4800円**

（3万4400円減）

**教育長**

**現行57万6600円 ← 特例54万5600円**

（3万1000円減）

※市長、副市長、教育長の給料は、嘉麻市の切迫する財政状況にかんがみ、平成19年4月1日から当分の間、減額支給されており、本来の給料は、市長85万円、副市長68万8千円、教育長62万円で、今回の特例減額により、市長、副市長は15％、教育長は12％の減額となります。

**一般職の職員**

2級以下　100分の4減額

3級から6級　100分の7減額

7級　100分の9減額

# 6月補正予算

**一　般　会　計　3億8,331万2千円増額**

総額　261億9,789万9千円

**国民健康保険特別会計3億8,133万2千円増額**

総額　60億6,273万2千円

**後期高齢者医療特別会計　補正なし**

総額　6億3,598万2千円

**介護保険特別会計　補正なし**

総額　56億9,157万4千円

**住宅新築資金会計　補正なし**

総額　2,527万円

**水道事業会計　補正なし**

総額　10億2,524万7千円

**総額**/7億6,464万4千円増額の**396億3,870万4千円**

## 一般会計補正の主なもの

**（歳入）**

保育士等処遇改善臨時特例事業費交付金　1,777万9千円増

財政調整基金繰入金　4,116万6千円増

市債（借金）　1億9,120万円増

**（歳出）**

超高速ブロードバンド整備計画策定委託料　551万3千円増

ＬＥＤ防犯灯導入費用　1億683万6千円増

嘉穂小学校スクールバス導入関連費用（10台）　1億48万7千円増

LED化が進められる外灯

# 委員会
# 審査結果報告

定例会中に開催された委員会の
審査や活動を報告します。

（各委員会で付託された議案の審議結果は8ページ）

永水委員長　田上副委員長　田中委員　田中委員
赤間委員　宮原委員　中村委員

## 総務財政委員会

### 市民が利用しやすいトイレに

**嘉麻市庁舎、公民館など市管理施設の女性トイレを洋式に改修・整備を求める請願**

本請願は、庁舎や公民館など市が管理する施設のトイレでは、洋式トイレが少ないため、足腰が弱い市民にとっても利用しやすいように、座っても温かい洋式トイレに改修して欲しいというものです。

執行部より、市が管理する70施設のトイレの調査を行ったところ、全478基の便座の内訳は、和式263基、洋式215基と約45％が洋式であり、このうち47基の約21・9％が温熱式便座であった。

予算面では、すべてを取り替えるには約1億3000万円の費用が必要と見込まれる。

したがって、順次設置してはどうかと考えているが、今後、それぞれの施設を所管する課と協議しながら取り組んでいきたいとの説明がありました。

委員より、温熱式便座への改修費用にはウォシュレット取り付け費用も含まれているのかとの質問に対し、取り付けも含み、温熱式便座に取り替える費用として試算しているが、電気代や便層の容量など、今後詳細に検証する必要があると考えているとの回答がありました。

審査の結果、全会一致で採択しました。

# 民生文教委員会

嶋田委員長　田淵副委員長　森　委員　藤　委員
岩永委員　浦田委員　豊　委員

## 子ども・子育て支援事業計画の審議

### 嘉麻市子ども・子育て支援会議条例について

本案は、嘉麻市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況等を調査審議するため、子ども・子育て支援法の規定に基づき、子ども・子育て支援会議を設置するため提案されたものです。

また、平成27年4月1日以降、新制度では、学校教育と保育が同一施設内で行われる新たな幼保連携型認定子ども園が創設され、移行できる選択肢のひとつとなります。

委員より、制度の内容が非常に分かりにくいけれども、子ども・子育て支援会議の委員のうち、子どもの保護者の公募はどのような手段で行うのかとの質問に対し、広報やインターネット等で幅広く周知したいと考えているが、幼稚園、保育所、学校などの保護者会などにおいて説明も行っていきたい旨の回答がありました。

委員からは、公募委員の人選については、ある程度専門的など選定する基準を設け、選出してもらいたいとの意見がありました。

審査の結果、出席者全員で可決しました。

# 産業建設委員会

北冨委員長　廣方副委員長　山本委員　山倉委員
坂口委員　吉永委員　森　委員

## 年間を通じた観光客の誘致を

### 嘉麻市梅林公園条例について

本案は、市民の福祉の増進に資するため、嘉麻市梅林公園を設置するため提案されたものです。

条例制定後は、梅林公園の使用許可願を大法白馬山観光協会から提出してもらい、公園全体の使用を許可することになるとの説明がありました。

委員より、今後、梅林公園を都市公園として位置づける考えはあるのかとの質問に対し、今回の条例提案は、昨年7月の豪雨災害に伴い、公園を整備するために市が管理する公園として位置づけるものであるため、「観光」という側面を条文中に明記していないが、将来的には、大法白馬山と一体のものとして考えていく必要もあるので、他の市内の公園を含め、都市公園としての振り分けを全体的に整理していきたいとの回答がありました。

委員からは、2月中旬から3月中旬まで観梅会を催しているが、桜やモミジを植え、1年を通じて観光客が来るような公園にしてはどうかとの意見や、都市公園やその他の公園などについては、どこが所管するのか明確にしてもらいたいなどの意見も出されました。

審査の結果、全会一致で可決しました。

梅林公園

# 人事案件

教育委員会委員の任期満了に伴い、次の方を任命することについて全会一致で同意しました。

佐竹　正利氏（山田）

監査委員（議会選出）の辞任に伴い、次の方を選任することについて全会一致で同意しました。

藤　伸一氏（稲築）

# 意見書

**少人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2014年度政府予算に係る意見書**

OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすることや、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することについて国に要請するものです。

（全会一致・可決）

**地方財政の充実・強化を求める意見書**

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定することなど6項目について国に要請するものです。

（全会一致・可決）

# 決　議

**「慰安婦」問題での橋下徹「日本維新の会」共同代表の発言への謝罪と撤回を求める決議**

橋下徹日本維新の会協同代表に対し、「日本軍の慰安婦制度は必要だった。」「沖縄に駐留する在日米軍司令官に風俗業の活用を勧めたこと」について、撤回と謝罪を求めるものです。

# 請　願

**杉町橋・下宮橋架け替え工事に関する請願書**

杉町橋・下宮橋（山田地区）の老朽化（昭和15年供用開始）に伴い、架け替えを要望するものです。

**嘉麻市庁舎、公民館など市管理施設の女性トイレを洋式に改修・整備を求める請願**

庁舎や公民館など市が管理する施設のトイレでは、洋式トイレが少ないため、足腰が弱い市民にとっても利用しやすいように、座っても温かい洋式トイレへの改修を求めるものです。

## 永年の功労を表彰

嶋田尋美議員、北冨敬三議員、赤間幸弘議員の3人が在職10年の永きにわたり、市議会議員として市政の振興に尽力されたとして、全国市議会議長会から表彰され、6月定例会の初日、本会議場において伝達されました。

左から 赤間議員、北冨議員、嶋田議員

# 議案の結果一覧（6月定例会）

各委員会で審査された議案を本会議で採決した結果

○･･･全会一致
△･･･賛成多数
※･･･討論あり

| 総務財政委員会 | |
|---|---|
| 請願 第２号　公共施設のトイレを洋式に改修することを求める | ○採　択 |

| 民生文教委員会 | |
|---|---|
| 議案 第36号　嘉麻市子ども・子育て支援会議を設置する | ○可　決 |
| 〃 第38号　台風19号による災害救援資金の償還に係る暫定措置条例を廃止する | ※○可　決 |

| 産業建設委員会 | |
|---|---|
| 議案 第37号　市民の福祉の増進に資するため、嘉麻市梅林公園を設置する | ○可　決 |
| 請願 第１号　老朽化した山田地区の下宮橋、杉町橋の架け替え工事をする | ○採　択 |

| 予算特別委員会 | |
|---|---|
| 議案 第34号　平成25年度　一般会計補正予算（第1号） | ○承　認 |
| 〃 第35号　平成25年度　国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） | ○承　認 |
| 〃 第41号　平成25年度　一般会計補正予算（第2号） | ○可　決 |

| その他 | |
|---|---|
| 議案 第42号　7月分から来年3月分までの市長、副市長の給料月額を減額する | ※○可　決 |
| 〃 第43号　7月分から来年3月分までの教育長の給料月額を減額する | ○可　決 |
| 〃 第44号　7月分から来年3月分までの一般職の職員の給料月額を減額する | ○可　決 |
| 〃 第45号　交通事故に係る損害賠償の額を定める | ※○可　決 |

# いっぱん質問

## 行政の考えを問う

田中　義幸　議員
情報公開と秘匿すべき情報について　9P

森　裕治　議員
教育行政について　10P

中村　春夫　議員
環境行政について　11P

宮原　由光　議員
熊ヶ畑地区の産業廃棄物最終処分場について　12P

赤間　幸弘　議員
ケーブルテレビ施設条例について　13P

田淵千恵子　議員
教育行政について　14P

藤　伸一　議員
発達障がいの児童・生徒の支援について　9P

山倉　敏明　議員
総務財政行政について　10P

浦田　吉彦　議員
戸籍が盗まれる　11P

山本　幹雄　議員
準都市計画区域における家屋の建築について　12P

廣方　悟　議員
防災対策について　13P

田上　孝樹　議員
市営住宅行政について　14P


紙面の都合により、いっぱん質問の内容を680字以内でまとめています。

# いっぱん質問

## 藤　伸一　議員

藤議員

発達障がいの児童・生徒の支援について

**問. 本市に、通級指導教室を設置すべき。**

**答. 設置に向けて、県へ強く要望を行っていく。**

**質**　特別支援教育は、障がいのある児童・生徒の自立と社会参画を目的に、適切な指導及び必要な支援を行うことと認識しているが、本市の特別支援学級の現状は。

**平田学校教育課長**　特別支援学級の設置数は、小学校14学級、中学校11学級で、在籍児童数は、小学校43名、中学校31名である。

**質**　飯塚市では、発達障がいのある児童・生徒を対象に、小学校2校と中学校1校で、通級指導教室を設置していると聞いているが、その目的は。

**学校教育課長**　学校教育法140条に基づき、個々の障がいに応じた特別の指導を行う教育形態のことで、児童がいきいきと生活できることを目指して、指導や相談を行う教室である。

**質**　本市に、発達障がい児を対象にした通級指導教室を設置するべきと考えるが。

**学校教育課長**　発達障がい児を対象にした通級指導教室は必要だと考えており、設置に向け、特別支援補助教員の体制の充実も含め、県に強く要望していく。

**松岡市長**　本市には、通常の学級で、発達障がいのある児童・生徒が約100名在籍しており、通級指導教室の設置を県に強く要請していく。

**風疹予防ワクチンの公費助成について**

**質**　妊娠初期の女性が風疹に罹患した場合に、どのような影響があるのか。

**大里健康課長**　難聴、心疾患、白内障、さらに精神や身体の発達の遅れなど、障がいを持った赤ちゃんが生まれる可能性がある。

**質**　現在、全国的な風疹の流行を考慮して、19歳～40歳の男女を対象にワクチン接種の公費助成を実施する自治体がある。本市での実施の考えは。

**健康課長**　2市1町の担当課長会議で、実施の必要性を示していく。

**市長**　今後、十分検討して実施に向けて、努力していく。

## 田中　義幸　議員

田中議員

情報公開と秘匿すべき情報について

**問. 実質的秘密情報の区分が出来ていない**

**答. 秘密の指定及び区分が必要か検討する**

**質**　情報開示と非開示の区別はどうしている。

**福田総務課長**　情報公開条例、個人情報保護条例に基づく。

**質**　D－STBリース契約で本来されなければならない設置工事がされておらず、情報公開を求めた。しかし、法人の正当な利益を害する恐れがあると非公開になった。不服申し立ても棄却された。審査会の会長はどなたか。

**総務課長**　梅野会長だ。

**質**　処分の決定書を書いたのは梅野弁護士か。

**総務課長**　その通りだ。

**質**　審査会の会長と、異議申し立ての棄却決定書を書いたのは梅野弁護士だ。同弁護士は顧問弁護士であり、都合の良い審査をされたと受け取られかねない。

公正な立場という点から問題提起しておく。

憲法・行政法に詳しい斎藤文男九大名誉教授によると、「守秘義務の対象となる情報は、職員が職務上知りえた情報の全てではなく、①秘指定のある情報（形式秘）であって②客観的に秘匿に値する情報（実質秘）に限られる。つまり、①は必要条件②は十分条件で、これら二つの条件が満たされる情報だけが、行政上の『秘密情報』である。これは、判例・学説の一致した見解である。」としている。市は行政上の秘密指定は行っているか。

**総務課長**　情報公開・個人保護条例に基づいている。

**質**　形式的な秘密指定、実質的な秘密の区分が出来ていない。庁内で協議すべきではないか。

**中嶋総合政策部長**　秘密の指定及び区分について必要であるか、他市を参考に検討する。

**松岡市長**　秘密は最小限にとどめる必要がある。情報漏えいの件もある。情報提供できる環境を作って行きたい。

**他に、偽装請負・子育て支援・男女共同参画推進・いこいの家等について質問しました。**

## 山倉　敏明　議員

山倉議員

総務財政行政について

### 問. 将来的な取り組みを考えた財政見通しは

**答. 第3次の行政改革に取り組み、将来的な財政改善に**

**質**　合併して7年経過した現在、毎年700人規模の人口減少や少子高齢化と市政を取り巻く状況も大きく変化しており、財政状況はますます厳しさを増しているが、現在の財政状況をどのように捉えているのか。

**森田財政課長**　合併時の17年度決算では、経常収支比率が111.3%と県下ワースト1位で、何らかの対策を講じなければ財政再生団体へ転落目前の状況であった。

この危機的状況を回避するため、18年度から22年度までの5ヶ年間を計画期間として、第1次行政改革実施計画を策定し、取り組んだ成果として、経常収支比率が、21年度決算で101.1%、23年度決算で94.5%まで改善している。

しかしながら、90%を超えていることは、財政の硬直化が依然として続いている状況と考えている。

**質**　将来的な取り組みを考えた上での財政見通しは。

**財政課長**　第2次行政改革大綱に示している通り、27年度までは財政収支は黒字ですが、28年度からは急速に収支が悪化し、33年度には約15億円の歳入不足が見込まれている。

その理由として、普通交付税の合併優遇措置が28年度から5ヶ年かけて段階的に削減される「一本算定」となるため、引き続き28年度から第3次の行政改革に取り組み、将来的な財政状況の改善に努めていかなければならないと考えている。

**質**　財政難をどのように乗り越えていくのか。

**中嶋総合政策部長**　第2次に引き続き、第3次の行政改革を実施するとともに、ミニボートピア嘉麻の交付金や、太陽光発電施設への借地料などの収入等を含めた自主財源確保の推進を図っていきたい。

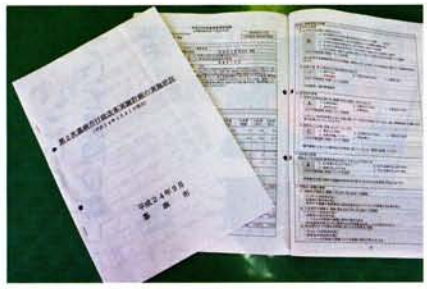
進められている第２次行政改革

## 森　裕治　議員

森議員

教育行政について

### 問. 知・徳・体の現状と対策は

**答. 教師の力量アップを図っている**

**質**　最初に嘉麻市の学力の現状は。

**平田学校教育課長**　平成25年4月に実施したNRTの学力テスト（小学2～6年）の報告が4校よりきているがうち3校が平均偏差値で1・45ポイントアップしていて、少しずつではあるが上昇傾向を見せている。

**質**　30人以下学級の成果なのか。

**学校教育課長**　学力上昇の大きな要因の一つだと思う。一人ひとりの子どもの実態を捉えながら次の手だてが打て、非常に効果があると思う。

**質**　道徳教育で大事にされているものは。

**学校教育課長**　今、非常に大事なことなので教育活動全体を通じて道徳の力をつけている。特に次の2点について重点を置いている。1つ目は規範意識を高めること。2つ目は、自尊感情を高めることだ。

**質**　中学校で職場体験を実施されているが、これを充実する考えはないか。

**学校教育課長**　現在3日実施されているが、5日程度に伸ばし内容を充実していきたい。

**質**　体力の現状について、運動能力が低下しているように思われるが。

**学校教育課長**　本市の平成24年度の部活動の成績を見ると全国的にも優秀な実績を残した生徒もいるが、大半は運動能力は低下していると思われる。

**質**　その対策は。

**学校教育課長**　生活習慣の改善、外遊びの奨励、そしてなにより体育授業の充実を図っている。

**質**　部活動に外部コーチを導入したらどうか。

**学校教育課長**　一部導入している部もあるが、勝利至上主義では困るのでその点を理解した上で受け入れたい。

**質**　先生の能力アップは。

**松岡市長**　嘉麻市独自で教育センターを持って、より力量アップを図っている。

**※他にプロジェクトKについて質問しました。**

# いっぱん質問

## 浦田 吉彦 議員

浦田議員

戸籍が盗まれる

**問. 個人情報が不正取得されないよう本人通知制度を導入せよ**

**答. 桂川町、飯塚市も導入しており、設置したい。**

**質** 戸籍謄本等が不正に取得され、悪用されないように、本人通知制度を早急に導入すべきではないか。

**西田市民課長** 桂川町や飯塚市はすでに導入しており、同様の要綱等を作成し、設置に向け事務を進めたい。

**水資源の確保について**

**質** 地下水採取規制条例制定の請願が議会で採択されて約1年経過しているが、いったい何をしているのか。

**安陪環境課長** 条例制定に向け、一連の事務作業を進めている。罰則規定の内容については事前協議が必要であるため、福岡地検に依頼している。検察庁からは「できるだけ早く返事をしたい」との回答を得ているので、早速検察庁へ行き要請したい。

**鳥獣被害対策について**

**質** ワイヤーメッシュや電気柵設置の未実施地域への対応はどうするのか。

**秋山産業振興課長** 国の補助事業は平成26年までである。今年11月の農事区長会で来年度の要望調査をするので、それまでに地域の要望をまとめてもらいたい。また、国の事業の対象にならない地域は市の単費となるが、県にも要望し、しっかり考えて対応していきたい。

**質** イノシシやシカのハム、燻製については今後どうするのか。

**産業振興課長** 8月を目途に、道の駅うすいでの試験販売や、ペンションりんご村で新メニューを提供し、市場の反応を確かめたい。

**エネルギー対策について**

**質** 森林を生かした自然エネルギー政策をどう取り組むのか。

**田中農林整備課長** 木質バイオマスボイラーの普及を目指し、設置可能な熊ヶ畑いこいの家白雲荘となつきの湯において、導入効果や改修工事費、更新時期を関係各課と協議しながら検討している。

碓井庁舎窓口

## 中村 春夫 議員

中村議員

環境行政について

**問. 熊ヶ畑地区の不法投棄ごみ問題に、どのように取り組むのか**

**答. 早期解決を念頭に努力していきたい**

**質** 熊ヶ畑地区の不法投棄ごみ問題のその後の経過は。

**安陪環境課長** 5月に保健所へ確認に行ったが、新たな進展はない。早期解決を念頭に努力していきたい。

**質** 百々谷地区の産業廃棄物処分場の超過搬入ごみの撤去についてその後の経過は。

**環境課長** 3月の地元説明会で住民から要望があった現状での覆土を検討されている。

**質** 百々谷地区の中間処分場の改善状況は。

**環境課長** 県としては、少しずつ保管量が減っているので、7月まで改善命令の期間を延長し、目標値まで保管量を減らしていく考えである。

**質** 県に対して、熊ヶ畑地区の産業廃棄物処分場への4ヶ月ごとの立ち入り調査報告書、及び24年度の市内産業廃棄物処分場への搬入量の統計表の提出を請求してもらいたい。

**環境課長** 請求したい。

**質** 熊ヶ畑地区の産業廃棄物処分場の拡張申請のその後の経過は。

**環境課長** 県は、依然として非開示という回答であり、全く分からない。

**市内河川の水質検査について**

**質** 市内の主な河川の水質検査の実施状況は。

**環境課長** 毎年10月頃に、市内河川の28ヶ所で、定期的に水質検査を実施している。

合併した18年度以降、特段の水質の変化は見受けられない。

**質** 市内水道水の取水場等の状況は。

**中並水道局長** 市内の浄水場では、浄水と原水あわせて26ヶ所で水質検査を行っている。年に1回、浄水は50項目、原水は39項目の検査を行っている。

また、その他にも一般細菌など9項目について、年に11回程度の検査を行って入る。

合併後7年間、ほとんどの項目で変化は見受けられない。

## 宮原　由光　議員

熊ヶ畑地区の産業廃棄物最終処分場について

宮原議員

### 問. 水文調査による水質検査について

**答. 県と水文調査を実施することで協議を進めていきたい。**

**質**　熊ヶ畑地区の産業廃棄物最終処分場は、非常に浅い所を石炭採掘した跡地にあり大変危険であるため、市長は県知事へ明確に反対の意志を表明すべき。

処分場内の浸透水を坑口から坑道を通じて地下に放流していることを立証するために、経済産業省へ開示を求めた炭鉱採掘権の最終実測図は、新上山炭鉱の第一坑と倉成坑、倉成坑（無煙卸坑）、倉信炭鉱の採掘権の図面であり、昭和33年から37年の間に採掘され、炭層は本層群を0mから133mの間と非常に浅い所を掘っている。

処分場の設置場所が上山田浄水場の上で、その水源には深井戸が4ヶ所あり、また、汚染された地下水は地形的に山田川に流れ、炭層は北側で、稲築地区に向かっている。

このような採掘図を見たことがあるか。

**安陪環境課長**　見たことがある。

**質**　処分場内の浸透水の影響を調査するため、上山田浄水場と鴨生地区の山田川に流している旧炭鉱の坑内水の水文調査による水質検査を要求する。

**環境課長**　県と水文調査を実施することで協議を進めていきたい。

**ごみ処理の管理について**

**質**　カラス被害防止のため、ゴミ箱を軽量物置にできないか。

**環境課長**　現に設置している自治体等を調査し検討したい。

**山田地区の災害復旧計画について**

**質**　大法白馬山及び梅林公園と下流域住宅地、猪ノ鼻・木城・原町地区の災害復旧計画は。

**秋山産業振興課長**　大法白馬山及び梅林公園と下流域住宅地の土砂撤去は完了しており、9月に排水路及び調整池整備の予算を計上する予定である。

**山倉土木課長**　3河川の地形や通水能力等の調査を業者に委託しており、来年度から実施に移行する。

## 山本　幹雄　議員

準都市計画区域における家屋の建築について

山本議員

### 問. 道路幅員4mに接道しなければ家屋の建築はできないか

**答. 道路中心から2mセットバックすれば建築は可能だ**

**質**　合併して準都市計画区域となったが、指定の時期、指定者、メリットはなにか。

**永水住宅公園課長**　指定は、平成20年3月31日に福岡県が行った。メリットは、無秩序な住宅開発及び建築行為を防止し、土地利用の整序を目的とし設定され、更に建築主事の確認を受けることで、より安全な住居環境が確保されることが考えられる。

**質**　道路幅員4m未満については家屋の建築ができないのか。

**住宅公園課長**　4m未満の場合は、道路の中心線から敷地を2m後退することにより建築は可能である。

**稲築地区の宮前橋から稲築病院へ抜ける道路建設の陳情について**

**質**　陳情の時期や陳情者への対応は。

**山倉土木課長**　陳情書は、平成25年2月12日に稲築地区行政区長会（西岩崎、新山野、山野第2、口春の行政区長による連名）から提出されている。現在、道路の勾配や必要な技術検討を行い、関係各課と問題点の洗い出しを行っている。

**農道舗装について**

**質**　嘉穂地区の農道舗装について、どう考えているか。

**田中農林整備課長**　嘉穂地区の農道舗装延長は1，069mであり、地元関係者の要望を考慮しながら補助事業を活用して農道を舗装し、地区別格差を是正していきたい。

**農業用施設の改良について**

**質**　補助対応外の農業用施設の改良について、どう考えているか。

**松岡市長**　財政との関係もあるが、少しずつでも取り組んでいきたい。

**この他、稲築地区漆生商店街内道路の安全管理、嘉麻市農村振興基本計画についても質問しました。**

宮前橋（稲築地区）

# いっぱん質問

## 赤間　幸弘　議員

赤間議員

ケーブルテレビ施設条例について

**問．不平等感が生じているが・・・**

**答．不平等感については、すぐに対応する必要がある。**

**質**　昨年10月から基本料金を徴収しているが、加入者、脱退者、加入・脱退意思未表示者、基本料金滞納者の状況は。

**篠﨑地域情報課長**　6月1日現在で加入者3996件、脱退者339件、意思未表示者147件、脱退意思表示後再加入者27件、滞納者115件。

**質**　滞納者に対して、どう対応するのか。

**地域情報課長**　滞納月数が6ヶ月を越える場合には、最終通告を行った上で、条例に基づき、視聴できなくなる処理を8月から実施したい。

**質**　加入・脱退意思未表示者は現在無料視聴を続けているが、今後の対応及び対応完了時期は。

**地域情報課長**　加入脱退の意思表示の届出を提出するよう、最終通告文書を送付し、期限までに提出がない場合には、文書で停止する日を通知した上で7月下旬ごろから順次視聴できなくなる処理を実施する予定である。意思未表示者については、8月中の解消を目指したい。

**質**　山田地区においてアンテナを設置しても視聴できない地域、及び世帯数は。

**地域情報課長**　特に把握していないが、ケーブルテレビ事業実施前のアナログ波と比べた場合、視聴できない地域は当時より広がっていると思われる。

**質**　加入者、意思未表示者、脱退者、滞納処理等について、行政として市民に理解を求めるよう丁寧な説明を実施し、不平等感を払拭しなければならないと思うが。

**松岡市長**　住民に対して情報提供は重要になっている。説明を重ねて理解してもらうことが肝要である。早急に対応できる点は早急に、時間を要する事案は時間を頂きたい。不平等感については、すぐに対応する必要があると認識している。

ケーブルネットワークセンター

## 廣方　悟　議員

廣方議員

防災対策について

**問．市民が一日も早く安心して暮らせる災害復旧が必要だ**

**答．安心安全のまちづくりのため重要な課題と認識している**

**質**　平成24年7月の豪雨災害復旧の進捗状況は。

**田中農林整備課長**　農林災害復旧については、ほぼ完了しており、残りの箇所についても8月末完了を予定している。

**山倉土木課長**　道路等災害復旧については、ほぼ完了しており、残りの箇所についても今年度中に完了できる。

**質**　広範囲にわたる住宅の浸水対策をどう進めるのか。

**土木課長**　鴨生地区については、7月までに調整池が完成し、引き続き水路等の改修を行う。大隈町地区は大楠川支流改良を本年度から実施し、引き続き五日町川についてもバイパス水路を整備する。

上山田地区は現在調査中である。

**質**　農林、道路等災害復旧は、ほぼ完了している。そこで、住宅への浸水対策を一日でも早く進め、市民の安心して暮らせる環境を整えるべきである。

**松岡市長**　安全安心のまちづくりのための重要な課題と認識している。

**質**　地域防災計画の見直しについては、災害時の職員の支援体制、要援護者含む自主防災組織の必要性、女性の視点からも考慮する必要がある。

**市長**　地域防災計画の見直しをはじめ、ソフト、ハード面の取り組みを今後とも積極的に努めていく。

**NHK大河ドラマ「軍師官兵衛」によるまちおこしについて**

**質**　来年から放映される「軍師官兵衛」は黒田24騎の家臣、益富城主の後藤又兵衛、母里太兵衛とも戦国絵巻に出てくる武将であり、母里太兵衛は福島正則から名槍「日本号」を飲み取り黒田節のルーツである。また墓所が大隈町の麟翁寺にある。今回の放映は嘉麻市をPRするまたとないチャンスであり、具体的活動が必要である。

**市長**　「軍師官兵衛」の放映が嘉麻市にとって有効に働くよう多方面の活動をしたい。

嘉穂庁舎に保存されている母里太兵衛

## 田上 孝樹 議員

田上議員

市営住宅行政について

### 問. 老朽化した住宅の保守・点検について

**答. 一定時期を見計らって点検を行う**

**質** 嘉麻市の市営住宅数は

**永水住宅公園課長** 27団地、3517戸を管理している。管理戸数の面からみると、全国類似団体135市あるが嘉麻市が第1位である。

**質** 一番古い住宅と、新しい住宅の築年数は。

**住宅公園課長** 古い団地で昭和30年度建設、新しい団地で平成16年度の建設である。

**質** 老朽化した市営住宅では、2階の外壁が剥がれ落ちる事故が起きている。住人に危険を及ぼす可能性があるが、この住宅の築年数は、また耐用年数を経過しているのではないか。

**住宅公園課長** 指摘の住宅は、昭和46年度建設、築年数が41年、耐用年数は45年で、耐用年数は経過していない。

**質** 住宅の点検を早急にやる必要があるのではないか。

**山口産業建設部長** 時期を見計らって、住宅ごとに点検を行い、必要なものは随時補修をしたい。

**ハトの被害と対策について**

**質** 市営住宅の住人からハトの被害の苦情が多く出ているが、どう対応しているのか。

**住宅公園課長** ハトの対策については、旧山田市時代に忌避剤を使うなど対策を行った。数日間は効果があったが再びハトが戻ってきたと聞いている。その他、ベランダにネットを設置するなどの方法はあるが、個人で設置してもらっている。

**質** 近隣自治体では、どう対応しているのか。

**住宅公園課長** 県営住宅では、特段対応は行っていない。飯塚、田川市では、空き家において苦情がある場合はベランダの掃除を行っているが、空き家であってもネットはしていない。

**松岡市長** 今後、所管課で十分調査しながら、対応をしていきたいと考えている。

**※この他、防災、人口減少、土木行政について質問しました。**

ハトが住みつく市営住宅

## 田渕 千恵子 議員

田渕議員

教育行政について

### 問. 登下校時の安全対策について

**答. 児童生徒の安心安全の万全の体制の構築を必要とする**

**質** 嘉麻市内における不審者に関する過去5年間の実態は。

**平田学校教育課長** 21年度14件、22年度13件、23年度8件、24年度6件、25年度4件と減少傾向ではある。

**質** 「不審者注意」の看板を立てたり、学校に防犯カメラの設置をしたりして抑制効果を図っているが、児童生徒が不審者に出会った場合の対応は。

**学校教育課長** 不審者事案が発生したら、学校長は教育委員会に時間・場所・状況・人物特徴・対応を報告する。委員会は、即、各小中学校並びに関係機関に対し、ファックスと電子メールを流し、補導員の巡回等につなげる。

また、保護者には「どこでも安心メール」を配信し、注意喚起の範囲を広げるとともに、全職員に対して防犯体制の指示や、児童生徒に対する指導内容について確認する。

**質** 市内のある小学校は老人会と連携し、登下校時に児童への声掛け運動のシステムが出来上がっている。

今後は地域あげての対策が必要だと思うが市長の考えは。

**松岡市長** 児童生徒の安全安心の万全の体制の構築は必要であり、老人会等の団体へのご協力をお願いしたい。

**質** 今回、全市防犯灯LED化の予算と同時に部活等で暗い通学路を下校する中学生のために要望されている防犯灯が設置されるが見解を。

**福田総務課長** 既設のもの、要望があったもの、通学路と計559台を今後市の財産として管理をし、旧市町ごとの防犯灯の取り扱いの不均衡を解消していきたい。

**※そのほか過去の一般質問事項の検証について①避難箇所の明示について②基本検診③子育てニーズ調査④買い物弱者等について質問しました。**

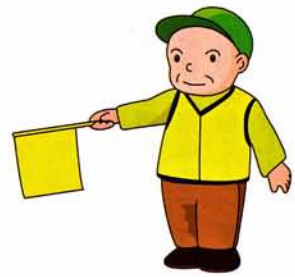

# 情報漏えいに関する調査特別委員会
# 中間報告（抜粋）②

**情報漏洩に関する調査特別委員会におけるこれまでの調査経過については、3月定例会で中間報告を行い、第7回委員会の調査経過の概要まで報告していますので、4月4日に開催された第8回委員会から現在まで5回にわたって調査を行った概要について、中間報告します。**

**第8回（4月4日）**

これまでの証言を踏まえ、今後どのように調査を進めるかについて協議を行いました。

全容を解明するために原点に立ち返って、人事秘書課が実施した内部調査のあり方、地方公務員法や公益通報者保護法の観点についてはどのような認識であったかなど、再尋問を求める意見が出されました。

**第9回（4月11日）**

市長、副市長、人事秘書課長に出頭を求め、人事秘書課が実施した情報漏洩に関する内部調査のあり方や、職員からの公益通報に対する市の認識などを中心に尋問を行いました。

**人事秘書課長に対する尋問**

**質**　内部調査報告書に対して、何らかの指摘があったか。

**答**　人事秘書課が取りまとめた調査概要の中で、問題資料のFAX送信を指示した者の確認に関して、CATV担当係長の回答では財政課長からの指示と記載していた部分について、副市長から、この部分は管財係長宛ての文書であると、持っている書類を見せられた。日付は、はっきり覚えていないが、起案文書の1枚目と2枚目、そして契約締結伺の3枚であり、FAX送信履歴にも3枚とあったので、問題となっている資料だと思った。その書類は議員から受け取ったと聞いた。

**副市長に対する尋問**

**質**　人事秘書課長からは、内部調査報告書に対して、副市長から指摘を受けたという証言があったが、どのような指摘をされたのか。

**答**　内部調査報告書を見たときに、財政課長という部分であったので、私が議員から聞いた範囲では、FAXの宛て先は管財係長ということだよと言った。

**質**　指摘した内容は、議員から聞いたということであるが、その資料は持っているのか。その資料は平成23年12月14日にFAX送信された資料なのか。

**答**　資料は持っている。一般質問の中で、秘密漏洩ということが言われ、何の文書か分からなかったので、議員に相談して、その文書をいただいた。

**市長に対する尋問**

**質**　内部調査の指示及びその内容は。

**答**　12月議会が終了した20日前後に、人事秘書課長に対して、公務員としての守秘義務違反という立場から調査するように指示した。内部調査をするにあたり、副市長とは協議していない。

**質**　前回の証言では、内部調査を終了したと証言されているが、なぜそういう判断をしたのか。

**答**　市が行う調査には限度があり、本人が否定しているので、それ以上調査を続けることはできないので、内部調査は終了したと認識している。

次に、顧問弁護士から、今回の事案が公益通報者保護法に該当するかについては、「通報が外部通報として認められるための通報対象事実が生じていると信ずるに足りる相当の理由の要件を欠き、また、通報先が地方議員であったことから、外部通報先として不適法であるため、公益通報者保護法の適用を欠くと思料する」という見解をいただいている旨の報告がありました。

**第10回（4月19日）**

関係議員に出頭を求め、第7回委員会での証言内容と、第9回委員会での副市長からの証言内容の間で矛盾が生じている点を中心に再尋問を行いました。

**関係議員に対する尋問**

**質**　前回の証人尋問で、情報漏洩したとされる資料を誰かに見せたことはないと記憶している。さらに、市長、副市長あるいは職員と、今回の情報漏洩の件について協議したことはないと記憶していると、なぜ証言されたのか。

**答**　誰かという定義は、第三者と思っている。副市長は、嘉麻市においては市長に次ぐ方であり、当然この入札結果については知っている者、当事者と思っている。だから、第三者には渡したことがない、また見せたことがないという意味で証言した。

**質**　原本の資料は、今手元に持っているのか。

**答**　副市長に渡した資料は手元にあるが、公益通報者が特定される可能性があるので、資料提供はできないと前

回申し上げたと思う。

**質**　嘉麻警察署へ告発の相談に誰と行かれたのか。

**答**　証言できかねる。

**第11回（5月17日）**

副市長、元ケーブルテレビ担当参事に出頭を求め、再尋問を行いました。

副市長には、これまでの証言内容で矛盾が生じている点を中心に、また、元ケーブルテレビ担当参事には、嘉麻警察署における事情聴取の内容に関して尋問を行いました。

**副市長に対する尋問**

**質**　第9回委員会では、議員に相談して、資料を受け取った時期も明確に証言され、後日、その資料も委員会に提出されているのに、第5回委員会では、資料は確認したけれども、その資料は持っていない、見ていないとなぜ証言されたのか。

**答**　設計金額が入った部分が問題になっていると認識しているので、議員から受け取った資料では、設計金額の部分が黒く塗り潰されていたので、設計金額が明記された漏洩した資料は見ていないということで証言した。

**質**　第5回委員会での証言と第9回委員会での証言に、食い違いがあったことは認められるのか。

**答**　私が、尋問に対する誤解もあったかと思うが、確かに間違っていたと思う。

**元ケーブルテレビ担当参事に対する尋問**

**質**　事情聴取の中で、議員が誰と一緒に告発の相談に来られたということは聞かれたか。

答　何人かは知らないが、別の議員も同席されていたと聞いた。

次に、これまでの証言内容の矛盾点に対する顧問弁護士の見解について報告がありました。

1点目は、関係議員は「公益通報者保護法の趣旨にのっとり、情報提供者の氏名を公表することはできないし、また、特定されるような情報も一切証言できない」と証言していることに関し、地方議員である関係議員に対する情報提供は、公益通報者保護法の外部通報の要件に欠けるものであり、証言拒絶権が認められる場合に該当しない。したがって、関係議員は、地方自治法第100条第3項の「正当の理由がないのに証言を拒んだ」との規定に該当すると思料する。

2点目は、関係議員に記録の提出を求め、7点の書類が提出されたが、問題となっている「平成23年12月14日付でFAX送信された資料」は提出されていない。第10回委員会で、その問題となっている資料を所持していることを認めているにも関わらず、議会には提出していないことについて、地方自治法第100条第3項の「正当の理由がないのに記録を提出しない」という規定に該当すると思料する。

3点目は、関係議員は、問題の資料を副市長に見せ、渡していたことを認識していながら、「誰にも見せておらず、渡していない」と証言したのは、地方自治法第100条第7項の「虚偽の陳述をしたとき」に該当し、同条第9項の規定により、告発しなければならないが、第9回での証言は、「自白」に該当すると考えられ、告発は、議会の判断に委ねられる。

**第12回（5月29日）**

告発の相談に同席した議員、財政課長に出頭を求め、嘉麻警察署へ告発の相談に行った経緯及び問題資料の受け取りについて尋問を行い、財政課長には、情報漏洩したとされる資料の取り扱いについても、その出頭及び証言を請求することができる。

5点目は、副市長は、第5回委員会で「問題の資料を受け取ったことも、見たこともない」と証言しているが、第9回委員会で「資料をもらった」と相反する証言をしたことに関しては、地方自治法第100条第7項の「虚偽の陳述をしたとき」に該当し、同条第9項の規定により、告発しなければならないが、第9回での証言は、「自白」に該当すると考えられ、告発は、議会の判断に委ねられる。

**本来の調査目的とはかけ離れた告発の検討をする必要がありますが、顧問弁護士に法的な見解を確認しながら、今後も精力的且つ詳細にわたり調査を続行し、再発防止の観点から、情報漏洩に関する全容の解明及び市の対応について、鋭意調査を進める予定です。**

**※議会だより第28号16ページに1回目の中間報告を掲載しています。**

ての再尋問と、再発防止の観点から、今後の対応策について尋問を行いました。

**今後は…**

**地方自治法第100条に基づく強力な調査権が委任された特別委員会であるにもかかわらず、証言拒否、正当な理由なく記録を提出しない、虚偽の陳述と認められる証言がありました。**